

# 東京都地域公益活動推進協議会

TOKYO

NEWS No.3

発行日  
平成29年3月9日

## ★★★主な内容★★★

東京都地域公益活動推進協議会の取組み状況

- ① 「情報発信に関する学習会」の開催と今後の情報発信に向けて…………… 1
- ② 34地区68名が参加して「地域ネットワーク関係者連絡会」を開催…………… 2
- ③ 広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」の取組み状況…………… 3
- 平成29年度事業計画及び予算決定！…………… 3
- <情報提供>改正社会福祉法関連通知案のパブリックコメントから…………… 4
- <資料>平成29年度 東京都地域公益活動推進協議会 事業計画…………… 5

## ■東京都地域公益活動推進協議会の取組み状況

東京都地域公益活動推進協議会（以下、「推進協議会」）は、幹事会の下に設置された3つの委員会（情報発信委員会、地域ネットワーク推進委員会、広域連携事業推進委員会）により、三層の取組みを推進しています。各委員会による最近の事業の取組み状況についてお伝えします。

### ① 「情報発信に関する学習会」の開催と今後の情報発信に向けて （情報発信委員会）

社会福祉法人による地域公益活動を推進するとともに、社会福祉法人の存在やその取組みを社会に伝えていくためには、いかに情報発信を行っていくかが重要となります。「情報発信委員会」では、そのために、平成29年1月16日（月）に「情報発信に関する学習会」を開催しました。講師に田園調布学園大学 人間福祉学部 教授の村井祐一さんをお招きし、「社会福祉法人の存在及び地域公益活動の『見える化』」をテーマに講義をしていただきました。

村井さんは、「見える化」と「情報発信」は異なるとした上で、「情報発信」はマーケティングであり、存在のアピール、信頼の獲得、関係形成が目的であると説明がありました。そして、

「そもそも推進協議会のステークホルダー（利害関係者）は誰か？」と問われ、それは、まずは推進協議会のメンバーであり、連携・参加を期待する社会福祉法人、関係機関や利用者、地域住民であることを確認しました。推進協議会が提供する事業やサービスではなく、その成果である「ベネフィット」を明確にして、都内の社会福祉法人や地域の福祉サービス利用者に情報発信していく必要があると村井さんは言います。また、広報（PR）の具板的方法として、マスメディアの活用、取組



田園調布学園大学教授 村井祐一氏が講師に招いて学習会を開催



学習会の後、情報発信委員会で意見交換

み動画の You Tube へのアーカイブ、双方向のホームページの活用等があげられ、事例や複数法人が連携して取り組む意義や効果を発信し、強いエビデンスを示す必要があるとまとめました。

平成29年度は、推進協議会のホームページを立ち上げ、会員法人の取組み、地域ネットワークの取組み、「はたらくサポートとうきょう」に参加する事業所の中間的就労の取組み等、情報発信を進めていきます。また、地域公益活動の「実践発表会」、「広報や情報発信に関する研修会」を開催します。多くの法人の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。

## ② 34地区68名が参加して「地域ネットワーク関係者連絡会」を開催 (地域ネットワーク推進委員会)

区市町村ごとに社会福祉法人が連携して地域公益活動の推進に取り組むため、社会福祉法人のネットワーク化を進めていただいております。今年度中には40地区以上に広がることを見込まれています。地域ネットワークの関係者が相互に情報交換し、事業内容や課題等を共有して今後の取組みに活かそうと、地域ネットワーク推進委員会が企画し、平成29年2月6日(月)に「地域ネットワーク関係者連絡会(以下、「連絡会」)」を開催しました。開催にあたり、事前に各区市町村社会福祉協議会やネットワーク組織の皆様にご協力いただき、事前アンケートを実施し、当日は、そのアンケート結果を資料として配布しました。

### 【事前アンケートから】

- 地域ネットワークを設立 19地区
- 地域ネットワーク準備中 22地区

連絡会では、初めに全体で推進協議会の取組み状況について共有した上で、6地区の地域ネットワークの方にそれぞれの地域の取組み状況を発表していただきました。豊島区では、26法人47施設と社会福祉協議会のCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)(8地区に16名配置)が連携して取組み、福祉なんでも相談窓口を設置する方向で検討されていることが報告されました。また、練馬区では、全体会の他、福祉事務所設置地域ごとの4地区に分かれて会議を開き、2地区をモデル地区として、防災ネットワークと相談対応に向けて情報共有シートの作成に取り組んでいる様子が報告されました。また、大田区では、ひとり親家庭の小中学生を対象にした体験型学習支援「れいんぼう」の協働実施、立川市では、種別に関わらずすべての法人が取組めることとして「災害時における災害活動等の支援に関する協働」について、行政と全法人が協定締結したとの報告がありました。板橋区では、複数法人で開催する地域のおまつりをきっかけに地域の小学生と老人ホームのつながりや、複数施設間のつながりができて、次の活動につながっている様子などが伝えられました。学習会からスタートして、



6地区からそれぞれの取組みを発表

連携事業の具体化に向けて検討中で来年度中の協議会設立を目指す清瀬市からは、連携事業を実施する際の個人情報の取り扱い等の課題があげられました。

各地域の発表を踏まえ、アドバイザーの日本大学文理学部教授 諏訪徹さんから、「地域における公益的な取組にあたるかどうかと躊躇せず、まずは地域でつながり、そこから自分たちが元気になる取組みから始めていけばよいのではないか」また、「一つの活動から触発され、①法人間で高めあう ②行政と法人との協働 ③法人と地域との協働」と地域の中で活動する意味が見えてくるとよい」といったコメントをいただきました。



日本大学教授 諏訪徹氏から助言

その後、7～8人ずつの10グループに分かれて、情報交換や意見交換をし、最後には、連絡会を開催した地域ネットワーク推進委員会の平井寛委員が「推進協議会の取組みは、『地域』が肝となる。地域の取組みは様々な可能性を秘めており、地域の方から社会福祉法人はよくやっているといってもらえるよう取組んでいこう」と締めくくりました。

地域ネットワーク化を推進するため、推進協議会の事業の一つとして、5万円を上限とした事務費の助成をする地域ネットワーク助成事業は、平成28年度は20地区への助成が決定しています。29年度は、連携事業への助成金も予定しており、さらに地域の取組みが進められていくことと期待されます。



グループに分かれて情報交換

### ③ 広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」の取組み状況

(広域連携事業推進委員会)

社会福祉施設等が「はたらくたいけれど はたらくにくい人」を対象として「はたらく場」を提供し、生活困窮者自立相談支援機関等と連携して支援する「はたらくサポートとうきょう」の取組みについて、年度内に3回の事業説明会、2回の就労支援担当者研修会を開催し、平成29年2月末時点で71事業所が参加登録をいただいています。2月3日には、生活困窮者自立相談支援制度の区市担当者への事業説明を行い、3月中には、生活困窮者自立相談支援機関への「はたらく場情報（各事業所の仕事の内容や時間、条件等の情報をまとめたもの）」の提供を開始する予定です。また、3月14日（火）には、東京都生活福祉部生活支援課との共催により、「生活困窮者自立相談支援機関と認定就労訓練事業所等との懇談会（区部）」を開催して、顔の見える関係づくりを始め、来年度から本格的に、各事業所での受け入れにつなげていきたいと考えています。

「はたらくサポートとうきょう」は、推進協議会に加入している社会福祉法人の事業所が参加できる事業です。平成29年度も今年度と同様の説明会や研修会等を予定しております。



パンフレット



ガイドブック

パンフレット及びガイドブックを法人内・事業所内での説明等にご活用下さい。在庫状況を踏まえ、可能な範囲で送付しますので、ご希望の場合は、事務局までご連絡下さい。

## ■平成29年度事業計画及び予算決定！

新たに特別委員として、東京都民生児童委員連合会より榎本義彦氏が加わり、平成29年2月16日（木）に第3回幹事会を開催しました。また、2月20日（月）には、第3回運営委員会を開催し、幹事会の検討を踏まえて、平成28年度補正予算案、平成29年度事業計画案及び予算案等について、決定しました。平成29年度事業計画及び予算の概要について、5～6頁に掲載します。

推進協議会は、平成28年度途中に発足したため、新年度からの入会を考えている法人もあることと思います。平成29年度の事業計画も決定しましたので、多くの社会福祉法人のご入会をお待ちしております。



## ■＜情報提供＞改正社会福祉法関連通知案のパブリックコメントから

改正社会福祉法を踏まえた通知案が示され、パブリックコメントの受付が開始されています。その中から、「地域における公益的な取組」に関連する内容について情報提供いたします。

### ① 措置費及び保育所委託費の弾力運用の見直しの方向性

改正社会福祉法において、社会福祉法人に対し、地域の福祉ニーズを踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされています。これを踏まえ、措置費について、多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、平成29年2月14日、『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正（案）が示されました。主な改正点は下記の通りです。

- 1 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。

＜現行＞「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費」

＜改正後＞「同一法人が運営する 公益事業の運営に要する経費」

- 2 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。

＜現行＞「公益事業への充当は、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。

＜改正後＞（削除）

### ② 監査事項「地域における公益的な取組」の着眼点（指導監査ガイドライン案）

平成29年3月1日に、『指導監査の実施要綱及び指導監査ガイドライン（案）』が示されました。監査事項に『地域における公益的な取組』の項目も加わり、下記のように示されています。

＜着眼点＞ 指導監査においては、法人が本取組を実施しているか、法人が本取組を実施していない場合は実施することに努めているかを確認する。本取組は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、指導に当たっては、法人が自主的に本取組を行うことを促す観点から行うものであって、法令等違反として改善を求めるとは行わないこと、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、法第61条第1項第1号及び第2号（事業経営の準則）を遵守しなければならないことに留意すること。また、法人が本取組であるとする取組が本取組に該当しない場合であっても、所轄庁は、そのことのみをもって、当該取組の中止を求める指導を行うものではないこと。

＜指摘の基準＞ 法人が本取組を実施していない場合は、本取組を実施できない理由を明らかにするか、本取組の実施を検討するよう助言を行う。

＜確認書類＞ 本取組の内容が確認できる書類（事業報告、現況報告書等）

# 平成29年度 東京都地域公益活動推進協議会 事業計画

(★=新規事業)

## 1 活動・事業の推進

各法人による取組み、地域の連携による取組み、広域の連携による取組みの三層による取組みを推進するため、下記の活動・事業を行う。

### (1) 社会福祉法人による地域公益活動の推進及び情報発信

(2, 194千円)

#### 〔目的〕

- 社会に対して、社会福祉法人による地域公益活動の取組みを情報発信することにより社会福祉法人に対する理解促進を図る
- 社会福祉法人に対して、各法人や複数法人の連携による地域公益活動の事例を伝えることにより、さらなる活動促進を図る。

#### 〔平成29年度に目指すこと〕

- 東京都地域公益活動推進協議会のホームページにより発信する情報の充実化を図る。
- 各法人や地域ネットワークによる情報発信の促進を図る。
- 東京都内の社会福祉法人に対して、東京都地域公益活動推進協議会の活動状況を情報発信することにより、新規入会促進を図る。

- ①ホームページの開設・運営 ★
- ②地域公益活動に関する実践事例の募集
- ③東京都地域公益活動推進協議会NEWSの発行(3回)
- ④広報・情報発信に関する研修会の開催(区部・市部各1回) ★
- ⑤実践発表会の開催(1回) ★

### (2) 地域(区市町村域)の連携による地域公益活動の推進

(10, 216千円)

#### 〔目的〕

- 東京都全域で区市町村域ごとに社会福祉法人による地域ネットワーク化を推進する。
- 地域ネットワークにおいて、複数の社会福祉法人の連携による地域公益活動を推進する。

#### 〔平成29年度に目指すこと〕

- 地域ネットワーク化に着手する地域の増加を図る。
- 地域ネットワークによる複数法人の連携事業の検討及び事業化を推進する。
- 地域ネットワークにおける情報発信の促進を図る。

- ①地域ネットワーク助成事業の実施  
〔事務費〕1地区5万円×40地区  
〔事業費〕1地区30万円×27地区 ★
- ②地域ネットワーク関係者連絡会の開催(1回)
- ③地域ネットワークにおけるニーズ把握、情報発信等の方策の検討
- ④地域ネットワークにおける連携事業の収集・分析

(3) 広域（東京都全域）の連携による地域公益活動の推進

(857千円)

〔目的〕

○地域によらず共通するニーズ、広域支援の必要があるニーズに対応する活動を実施する。当面の取組みとして、「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」を推進する。

〔平成29年度に目指すこと〕

- 社会福祉法人の事業所の参加促進を図る。
- 生活困窮者自立相談支援機関に対して本事業の周知を図る。
- 各社会福祉法人の事業所と相談支援機関が連携関係を築く。
- 「はたらくサポートとうきょう」の取組み、各事業所における支援事例の共有と情報発信を行う。

- ①事業説明会の実施（3回）
- ②就労支援担当者研修会の開催（3回）
- ③「はたらくサポートとうきょう」参加事業所連絡会の開催（2回）★
- ④「はたらく場情報」の登録及び相談支援機関への提供
- ⑤生活困窮者自立相談支援機関と就労訓練事業所等の懇談会の開催（区部・市部各1回）

(4) その他、地域公益活動の推進に必要な取組み

(373千円)

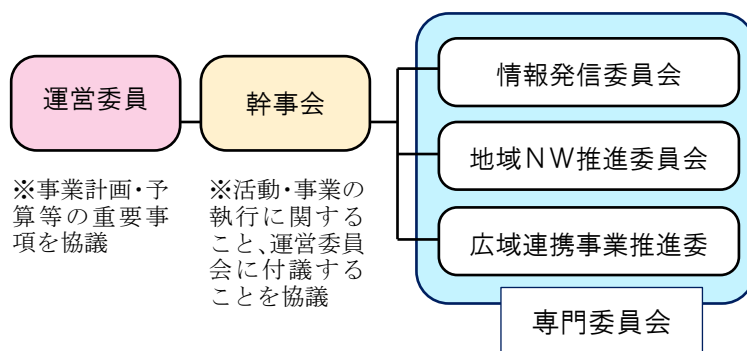
- ①都内社会福祉法人への加入促進

2 組織運営

(542千円)

- (1) 運営委員会の開催（2回）
- (2) 幹事会の開催（3回）
- (3) 専門委員会

- ①情報発信委員会（3回）
- ②地域ネットワーク推進委員会（3回）
- ③広域連携事業推進委員会（3回）



3 事務局運営

(7,234千円)

- (1) 人件費（嘱託1名、正規0.3人分）
- (2) 共通事務費

（コピー代、電話・ファックス代、ファームバンキング、サーバ・システム等のリース料及び機器保守料等）

〔事務局〕 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL03 (3268) 7192 ・ Fax03 (3268) 0635 E-mail [koueki@tcsw.tvac.or.jp](mailto:koueki@tcsw.tvac.or.jp)

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/kokenshien/index.html>

\*上記のホームページで都内の社会福祉法人の地域公益活動に関する情報を発信しています